

簡易公募型競争入札方式(価格競争方式)に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和5年5月18日

支出負担行為担当官

札幌開発建設部長 富山 英範

1. 業務概要

- (1) 業務名 千歳川流域工事箇所測量業務 (電子入札対象案件)(電子契約対象案件)
- (2) 業務内容 本業務は、千歳川河川整備計画に基づく堤防整備により支障となる揚水機場、橋梁、樋門等の工事箇所測量及び河川管理施設の動態観測等のための測量を実施するものである。

主な業務内容は以下のとおりである。

基準点測量 3級基準点測量 N= 4点(零号揚水機場、新祝梅橋)

基準点測量 4級基準点測量 N= 17点(零号揚水機場、新祝梅橋)

水準測量 4級水準測量 L=28.8km(東の里遊水地、北島遊水地、根志越遊水地)

地形測量 現地測量 A= 0.019km²(零号揚水機場)

路線測量 中心線測量、縦断測量、横断測量 L= 0.75km(零号揚水機場、新祝梅橋)

河川測量 河川定期横断測量 N=27本(柏木川、新祝梅橋)

深浅測量 河川深浅測量 N=10測線(零号揚水機場、新祝梅橋)

- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年2月21日(水)まで
- (4) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
- (5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。
- (6) 本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特記仕様書に記載する品質確保対策が履行されない場合は、業務成績評定に厳格に反映するとともに指名停止等の措置を講ずることがある。
- (7) 本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定主任技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

2. 指名されるために必要な要件

- (1) 入札参加者に要求される資格
 - 1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という)第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - 2) 北海道開発局における業種区分「測量」に係る令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていること。
 - 3) 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領(昭和60年4月1日付け北開局工第1号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - 5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)
 - 6) 北海道内に本店があること。
- (2) 入札参加者を選定するための基準

北海道開発局工事等競争参加者選定要領(平成12年12月19日付け北開局工第333号)第27条の規定に基づく指名基準による。

なお、同種業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

また、選定数が10者を超える場合においては、上位10者程度に選定数を制限する場合がある。

(3) 参加表明書に関する要件

1) 参加表明書の提出者に対する要件

ア 同種業務の実績

下記に示される同種業務について、平成25年度以降公示日(ただし、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた業務の一時中止措置等により、年度内の工期延伸または繰越した業務については、技術資料の提出期限日)までに完了した業務(ただし、再委託による業務の実績は含まない。)において1件以上の実績を有さなければならない。

- ・ 同種業務：一級河川(直轄管理区間または2条8号区間)における測量業務

(同種業務の実績として記載した業務が確認できる資料(契約書、特記仕様書、経歴書、業務計画書等)を提出すること。ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム(TECRIS)」に登録されている場合は、契約書の写しは提出する必要はない。この場合登録されていることが確認できる資料(業務カルテ等)の写しを添付すること。)

イ 実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、「北海道開発局委託業務成績評定要領」(平成7年4月3日付け北開局工第2号)に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

ウ 令和2年度から令和3年度末までに完了した業務のうち、北海道開発局発注業務(北海道開発局発注業務の実績がない場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務)の測定の平均業務評定点が60点以上であること。
ただし、業務の実績がない場合は、この限りではない。

エ 北海道内に本店があること。(本店とは、令和5・6年度の北海道開発局の資格審査において本社(店)として申請した場所をいう。)

2) 配置予定技術者に対する要件

外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当の旧建設大臣認定(建設経済局建設振興課)または国土交通大臣認定(土地・建設産業局建設市場整備課)を受けている必要がある。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

指名通知の日は令和5年6月16日(金)を予定する。

ア 予定主任技術者

予定主任技術者については下記のア)、ウ)、エ)に示す条件を満たす者であり、イ)の実績を有する者であることとする。

ア) 下記のいずれかの資格を有する者

[1] 測量士

イ) 下記のいずれかの実績を有する者

平成25年度以降公示日(ただし、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた業務の一時中止措置等により、年度内の工期延伸または繰越した業務については、技術資料の提出期限日)までに完了した業務のうち、以下に記載する「同種業務」において1件以上の実績を有する者。

(なお、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除くこととし、TECRIS等で確認出来ること。)

同種業務：一級河川(直轄管理区間または2条8号区間)における測量業務

ウ) 令和5年5月18日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む)が5億円未満かつ10件未満である者、ただし、本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務量(本業務及び特定後未契約のものを含む)が5億円未満かつ10件未満である者。手持ち業務とは、主任技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務(ただし、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた業務の一時中止措置等により繰越した業務は、令和5年度の手持ち業務量算出の対象外とする。)

なお、手持ち業務量の対象金額について、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月額で除し、当該年度の履行月数を乗じた額とする。

また、設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額(分担した業務の金額)とする。

ただし、令和5年5月18日現在での手持ち業務のうち、北海道開発局、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円から2.5億円に、件数を10件から5件にするものとする。その上で、予定主任技術者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、「北海道開発局競争契約入札心得について」(平成24年3月28日北開局工管第250号)第6条第1項第十一号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

また、本業務の履行期間中は主任技術者の手持ち業務量が契約金額で5億円、件数で10件(令和5年5月18日現在での手持ち業務に、北海道開発局、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがあれば、契約金額で2.5億円、件数で5件)を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、以下の[1]から[4]までのすべての要件を満たす主任技術者に交代させる措置請求を行う。主任技術者等を交代せず業務の履行を継続した場合は当該業務の業務成績評定に厳格に反映させるとともに悪質と認められる場合は指名停止等の措置を講ずるものとする。

- [1] 当該主任技術者と同等の同種業務実績を有する者
- [2] 当該主任技術者と同等の技術者資格を有する者
- [3] 当該主任技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
- [4] 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定主任技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

- エ) 平成30年度から令和3年度末まで(ただし、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた業務の一時中止措置等により繰越した業務については、令和2年度業務の評点として含める(技術資料の提出期限日までに完了したものに限り)ものとする。)に完了した業務について、主任技術者として従事した北海道開発局発注業務(北海道開発局発注業務の実績がない場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務)の「測量(旧航空測量含む)」の平均業務評定点が60点以上であること。

ただし、業務の実績がない場合は、この限りではない。

なお、上記イ)、エ)における対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、休業期間に相当する日数を対象期間に加える事ができる。この場合、休業を証明できる書類を添付すること。

ただし、評価対象となる業務は、該当する休業期間を延長した評価対象期間内において、業務評定点通知をされた業務を対象とする。

イ 予定担当技術者

予定担当技術者については、資格及び実績は問わない。

なお、本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、予定主任技術者とは別に、以下の[1]から[4]までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時に[1]、[2]及び[4]が確認できる書面を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、「北海道開発局競争契約入札心得について」(平成24年3月28日北開局工管第250号)第6条第1項第十一号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- [1] 当該主任技術者と同等の同種業務実績を有する者
- [2] 当該主任技術者と同等の技術者資格を有する者
- [3] 当該主任技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
- [4] 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定主任技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒060-8506 北海道札幌市中央区北2条西19丁目

北海道開発局 札幌開発建設部 契約企画課 上席契約専門官

TEL:011-611-0309(ダイヤルイン)(内線3249)

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。

ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を上記3.(1)へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

交付期間は、令和5年5月18日(木)～令和5年6月28日(水)までのうち、閉庁日を除く毎日の9時00分～17時00分までとする。(なお、最終日は11時00分までとする。)

- (3) 参加表明書を提出できる者の範囲
参加表明書を提出する時において、上記2. (1)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の決定をされている者とする。
- (4) 参加表明書の提出方法、提出期限及び提出場所
提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により書留郵便又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)により提出すること。
提出期限：令和5年5月26日(金)11時00分
ただし、紙入札方式による場合は、令和5年5月26日(金)11時00分(必着)
提出場所：紙入札方式による場合は上記(1)に同じ。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により上記(1)に持参、書留郵便又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)により提出すること。
入札日時：電子入札システムによる場合の締め切りは、令和5年6月28日(水)11時00分
ただし、紙入札方式による場合の締め切りは、令和5年6月28日(水)11時00分(必着)
開札日時：令和5年6月30日(金)

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効
本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
ア 予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者(会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者)を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申込みを行った者(会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの次に有利なものをもって申込みを行った者)を落札者とすることがある。
- イ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合には、予決令第86条の調査を行うものとする。
なお、調査対象者が当該調査を経て契約を行った後に虚偽の資料提出又は説明を行ったことが明らかになった場合は、業務成績評定に厳格に反映するとともに指名停止措置を講ずることがある。
- ウ 上記において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (5) 手続における交渉の有無 無。
- (6) 契約書の作成の要否 要。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3. (1)に同じ。
- (8) 本案件は提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。
- (9) 落札者に対して、参加表明書に記載した配置予定主任技術者、測量士との直接的かつ恒常的な雇用関係を明確に証明する資料の提出を求めることがある。
- (10) 4. (4)イに示す調査(以下、低入札価格調査という。)の結果は、公表する。
なお、低入札価格調査で提出された資料は、契約締結後に調査職員(測量(旧航空測量含む)業務及び地質調査業務にあつては監督職員。以下同じ。)に引き継ぐとともに、調査職員が業務計画書の内容のヒアリングを行った結果、それが低入札価格調査の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行う。また、低入札価格調査を経て契約を行った業務については、業務コスト調査を行う。
- (11) 詳細は入札説明書による。